



ご存知ですか? 「

後期高齢者医療制度」

平成20年4月より
後期高齢者の
医療保険制度が

変わります

平成18年6月の健康保険法等の改正に伴い、平成20年4月1日から新たな「後期高齢者医療制度」が始まります。これにより、後期高齢者は現在加入している国保や社保（被扶養者を含みます。）を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

対象となる方は次の方です

平成20年4月1日現在
75歳以上の者
65歳以上75歳未満の者で、一定の障害を持ち、広域連合長が認めた者

茨城県後期高齢者

医療広域連合の設立

後期高齢者医療制度に関する事務を広域にわたり処理するため、県内すべての市町村で組織する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が設立されました。現在、後期高齢者医療制度施行に向けた準備に取り組んでおり、平成19年度中に必要な事項を決定していきます。

今後、後期高齢者医療制度の内容について随時紹介していきます。

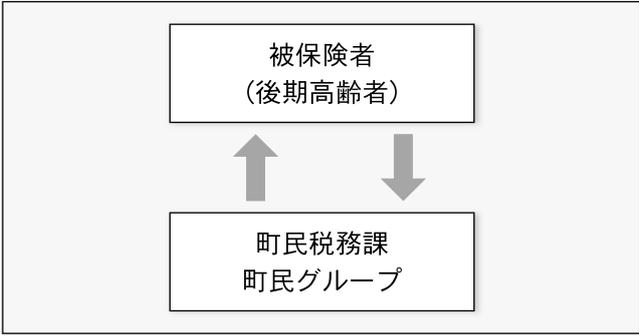
茨城県後期高齢者

医療広域連合の組織と

市町村との連携

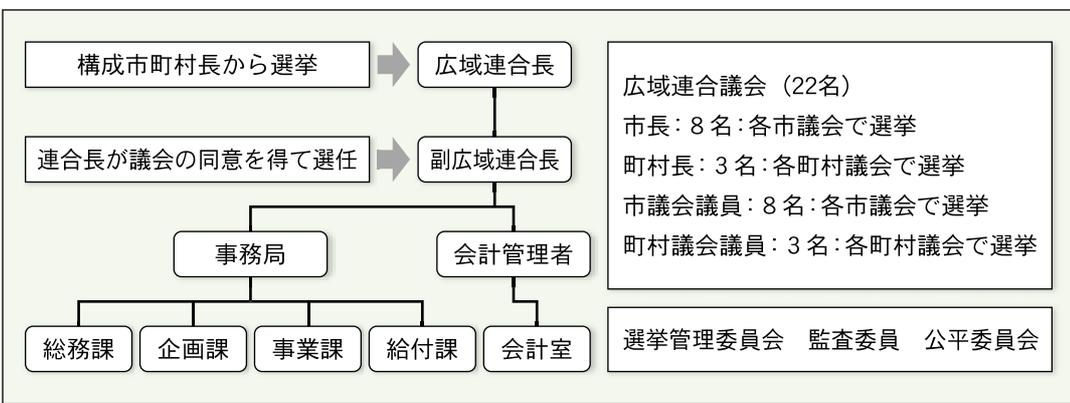
茨城県後期高齢者医療広域連合は、県内すべての市町村が加入し、後期高齢者医療に関する

各種申請等の窓口



事務を広域にわたり処理するための「特別地方公共団体」です。茨城県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度全体の財政を運営していく組織です。後期高齢者の方の各種申請等の窓口取扱いは、現在と同様に市町村が行います。

〈広域連合の組織〉



お問い合わせ ・茨城県後期高齢者医療広域連合
 〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオスビル1階
 ☎029(309)1211 ☎029(309)1126
 ・町民税務課 町民グループ(内線233)